

茨城県からのお願い

茨城県が発注する建設工事について、受注者（建設業者）は、次の事項について留意されるようお願いいたします。

1. 県内業者・県内産資材の積極的活用について

県工事を受注される建設業者の方は、県内産業健全育成のため次の点に留意されるようお願いいたします。

- ① 受注者が下請業者を使用する場合は、できるだけ茨城県内に主たる営業所（本店）を有する業者を選定してください。
- ② 受注者が使用する建設資材については、できるだけ県内産資材（県内で生産されるもの又は県内に本店を有する業者が取り扱うもの）を選定してください。

2. 発注者への提出書類について

県工事を受注された方は、茨城県建設工事施工適正化指針（令和3年4月改正）を順守して適正な施工をされるようお願いいたします。

県工事においては、県から直接建設工事を請け負った建設業者は、次の書類を発注者に提出しなければならないこととしています。

- ① 下請負契約がある場合
 - ・施工体制台帳（作業員名簿を含む。）
 - ・施工体系図
- ② 一次下請以下の下請負業者が再下請契約を行う場合
 - ・再下請負通知書（作業員名簿を含む。）
- ③ その請負代金額が500万円以上になるもの
 - ・建設業退職金共済組合に係る掛金収納状況の報告
- ④ 全ての県工事
 - ・現場代理人及び主任・監理技術者の選任通知

なお、工事監督機関の長は、工事現場の施工体制が提出された「施工体制台帳」等の記載に合致しているか点検するため、現場の立入検査を実施することとなっておりますので、点検を求められたときは御協力をお願いいたします。

3. 社会保険等の加入に関する下請への指導等について

県工事を受注された建設業者の方は、下請企業及びその労働者の社会保険等への加入を促進するため、国の定めた「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（令和2年10月一部改訂）に規定された元請企業としての役割と責任について果たしていただきますようお願いいたします。

（主な役割等）

- ・社会保険等に参加する義務があるにもかかわらず加入していない建設業者を下請企業に選定しないこと。
- ・提出された作業員名簿等により、加入義務があるのに未加入の作業員が発覚した場合は、作業員名簿を作成した下請企業に対し、適切に加入させるよう指導すること。
- ・法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示し、提出された場合は、その見積書を尊重すること。
- ・法定福利費を一方向的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費を賄うことができない金額で下請と建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むこと。